全体計

94

2 %

集

相

談

就

職

に加入している事業主

健康保険、厚生年金

### rmat 2

### 方税滞納整理強化12月は県内一斉地 月間です

図るため、12月を「県内一斉 して、栃木県と協働して県内 地方税滞納整理強化月間」と 斉に徴収の強化に取り組み 納税の公平と税収の確保を

## 市税等徴収率

現年度・滞納繰越計) 分により徴収率の向上を図っ 険制度の適正な運営に資する 納税の公平を図るとともに保 下げる結果になっています。 位に位置していますが、一部 ています。(平成28年度実績 の滞納が全体の徴収率を引き 市の徴収率は、 納付催告および滞納処 県内でも上

個人市民税 都市計画税 法人市民税 国民健康保険税77. 軽自動車税 固定資産税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 9 7 98. 9 4 9 4 93. 98 2% 9% 6% 3 % 4% 4% 1%

> 滞納処分の実績 平成28年度実績

差押 財産調査 納付催告 4, 12 398件 6 1 1 件 3 6 1 件

(内訳) 生命保険 139件 74 件 76 件

還付金 売掛金・報酬 7 件 54 件 11 件

換価、 取立、配当 不動産

6 3 0 件 59,335千円

## いませんか? ■税金の納付を後回しにして

消及び納期内納付をする必要 取得や資産形成に伴う返済で があります。 画の見直し等を行い滞納の解 ので認められません。返済計 滞納をしている方がいます。 費者金融の返済等を優先して あり、納税の公平性に反する しかし、それは自身の財産 住宅や自動車のローン、 消

# ■納期内納付を守りましょう

滞納整理にかかる経費が不要 内納付をしていただければ、 れる「住みよい街」になるは てられれば、下野市は他に誇 人員を他の行政サービスに充 になります。その分の財源や 全ての納税者の方が、 納期

9

4%

ずです。

で、ご利用ください。 様々な納付方法がありますの 生活態様の変化に合わせた 口座振替、コンビニ納付など、 市役所や銀行窓口のほ か

## 問い合わせ先

税務課

3

### 下野市雇用奨励金 交付制度について

用した場合、事業主に奨励金 事業所が対象労働者を常用雇 定化を図るため、 雇用機会の増大と雇用の安 市内にある

## 受給対象者

次の(1)~(5)すべて

雇用している事業主 間を定めず、6か月以上常用 象労働者を、常用雇用者(パー 働時間が、既に雇用している (3) 対象労働者に対する雇 トタイマーを除く)として期 定労働時間と同程度である対 に該当する事業主 被雇用者の1週間当たりの所 (2) 1週間当たりの所定労 (1) 雇用保険適用の事業主

が交付されます。

# 過する日から6か月以内

交付できる額は、100万円 同一年度内で同一事業者に

わせください。 か、商工観光課までお問い合

## 商工観光課

働者がいない事業主 する日までの間に解雇した労 6か月前の日から1年を経過 始した日の前日から起算して 対象労働者の雇用を開

5 市税等に滞納がない事

主の2親等以内の者を除く) 当する方など(ただし、事業 体障がい者手帳1・2級に該 の紹介を受けた離職者や、 以下の方で、公共職業安定所 市に住所を有している60歳

た日から起算して6か月を経 一交付対象期間 対象労働者の雇用を開始し

## 1人につき20万円

■提出書類について ホームページをご覧になる

# |申し込み・問い合わせ先

## 大規模小売店舗立地法 に基づく縦覧について

きます。 ありました。店舗所在地であ を縦覧することができ、意見 へ意見書を提出することがで のある方は、縦覧期間内に県 る本市において、届出の内容 る新設の届出が、次のとおり 大規模小売店舗立地法によ

### ■届出概要

所在地 中子字東原3329番6外) (仮称) 小山羽川複合店舗 大規模小売店舗の名称及び  $\widehat{\mathbb{H}}$ 

アオキ、 届出者 北野清 株式会社クスリの

売業を行う者 株式会社クスリのアオキ他 大規模小売店舗において小

年末年始を除く 日金まで(土・日・祝祭日 1者未定 縦覧期間 平成30年2月9

### 一縦覧時間

午前8時30分~

### 縦覧場所・ 問い合わせ先 午後5時15分

商工観光課

広報しもつけ 2017.12